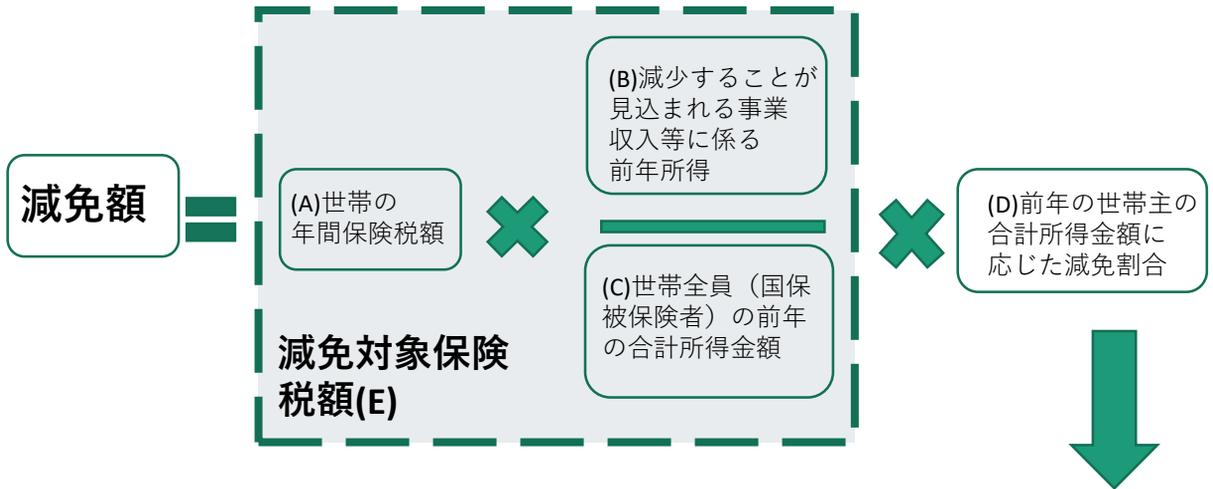


# 国民健康保険税減免額の求め方

(表面1) ②. 保険税の減免の対象となる世帯に該当する場合



前年の合計所得金額(世帯主)	減免割合(D)
300万円以下の場合	減免対象保険税額の10分の10(全額)
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

## 以下参考

要件の確認

例：夫婦のみの世帯で年間保険税額が57万円の場合（世帯主は事業収入のみの場合）

今年の収入見込  
事業収入300万円  
事業所得192万円

※要件：世帯主の事業収入などが前年に比べて30%以上減少していること

300万円（今年の収入見込）  
500万円（前年の収入実績）

減収見込40%  
で30%を超えるので減免対象

B 世帯主の前年の  
・事業収入500万円  
**事業所得346万円**  
※前年の世帯主の合計所得金額が346万円  
で400万円以下のため、減免割合(D)は10分の8が適用されます。

前年の配偶者（その他世帯員）  
・給与収入150万円  
**給与所得85万円**

C 世帯全員の前年の合計所得金額  
**431万円**

減免額の算定

$$\text{減免額(E)} = 57\text{万円(A)} \times \frac{346\text{万円(B)}}{431\text{万円(C)}} \times 0.8\text{(D)} = 36\text{万円}$$

$$\text{減免後の年間保険税額} = \text{年間保険税額} - \text{減免額} = 57\text{万円(A)} - 36\text{万円(E)} = 21\text{万円}$$

☆その他の例☆

- ① 世帯主の前年の事業所得が0円以下の場合・・・減免なし
- ② 世帯主の所得が年金所得のみの場合・・・減免なし
- ③ 世帯の中に未申告者がいる場合・・・減免なし

(要件に該当しない場合)

- ④ 世帯主の収入減少が見込まれる所得は農業所得で、それ以外に前年に給与所得が400万円以上ある場合
- ⑤ 世帯主の前年の所得が1,000万円を超える場合